

令和5年度 社会福祉法人裾野市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

日本では今年、いわゆる「団塊の世代」の大部分が「後期高齢者」に分類されることになり、2025年には、日本の人口の5分の1を後期高齢者が占めることになる超高齢化社会が進行しています。

超高齢者社会の課題は社会保障費の増加をはじめ、地域活動の担い手不足、社会参加の希薄による孤立化、買い物、通院等への移手段や認知症・病気等による日常生活への不安の増加があり、また、いわゆる8050問題やダブルケア、ヤングケアラー問題、それが経済的困窮を伴っていることなど、様々な課題が複雑化、複合化しています。そのため、私たち裾野市社会福祉協議会は公的な福祉サービスに加え、裾野市第5次地域福祉活動計画の基本理念の拠り所とする、住民同士で見守り、支え合う「地域共生社会」の仕組みづくりを推進してまいります。

II 重点施策

○地域福祉活動の推進

生活支援 SC および協議体を活用した地域課題への対応、お互い様サービス、シングルペアレント応援事業、みんなの家事業、高齢者に対する見守り及び高齢者サロン支援の充実を図ってまいります。

○多様な連携体制、地域ネットワークの形成

社会福祉法人等の法人間連携の強化、民生委員児童委員活動への支援、障がい者自立支援協議会、地域ケア会議を通じたサービス事業者間での関係性の強化を図ってまいります。

○法人の組織力強化

地域福祉の推進、災害対応、権利擁護事業を見据えた新たな総合職員の確保と、一人暮らしの高齢者の不安を解消するため、任意後見制度、死後事務委任契約の研究を進め、成年後見事業の中核機関を担う職員のスキルアップを図っていきます。また、介護保険事業の経営を圧迫する慢性的な人手不足、高騰する食費や燃料費、光熱費へ対応するため、経営基盤の強化を図ってまいります。

Ⅲ 事業計画

1 地域福祉活動事業

各種福祉団体と連携し、様々な制度、事業を利用して必要な支援を行い、総合的な地域福祉活動を展開します。

- (1) 広報活動事業（「すその社協だより」情報誌「ぼらんていあ」発行、Facebook,HP)
- (2) 社会福祉大会事業（功労者顕彰、福祉講演会）
- (3) 福祉団体事業（民児協、身障者福祉会、精神障害者団体への助成）
- (4) 生活福祉資金貸付事業（緊急小口、教育支援資金など）
- (5) ボランティア推進事業（ボランティア養成、交流会、ボラ連支援、災害VC）
- (6) 日常生活自立支援事業（判断能力不十分者の金銭管理、福祉サービス利用援助）
- (7) 住民参加型在宅福祉サービス事業（会員制の支え会「お互いさまサービス」）
- (8) フードドライブ事業（生活困窮世帯への食品寄贈事業）
- (9) 子供の居場所応援隊事業（生活困窮世帯児童の夏休み学習等思い出作り事業）
- (10) みんなの家事業（こども食堂 or 配食一月2回）

2 在宅福祉活動事業

高齢者や障害者が在宅で安心して暮らすことができるよう、生活支援を行います。

- (1) 障害者福祉事業（おもちゃ図書館－障害児童、保護者の交流の場）※1
- (2) 車椅子の貸出事業（希望者へ最長3箇月まで貸出）
- (3) 福祉車両の貸出事業（車いす対応軽自動車2台、福祉バス1台）※1
- (4) 福祉有償運送事業（要介護、障害認定者の登録制、低廉にて移送）

※1：共同募金配分金の対象事業です。

3 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金を原資に、高齢者・障害者の活動事業の助成や福祉育成活動および生活困窮者への歳末義捐金配分を行います。

- (1) 老人福祉活動（サロン運営支援、ゲートボール場整備助成、活動事業助成）
- (2) 障害児者福祉活動（障害者健康増進事業、活動事業助成、）
- (3) 児童・青少年福祉活動（母子父子家庭入学祝い児童遊園地遊具維持設置助成）
- (4) 福祉育成・援助活動（ふれあい広場 11/19）
- (5) 生活課題解決支援事業（災害見舞金事業、食料支援事業、）
- (6) 歳末たすけあい配分事業（低所得世帯、施設入所者へ配分）
- (7) シングルペアレント応援事業（18歳未満の子供を扶養する母子家庭等への支援）
- (8) 学生服リユース事業（不要な中学校の制服等の寄付を募り必要な方に配布）

4 市受託事業

裾野市が行う地域福祉、在宅福祉事業について、市の施策、計画に基づき業務を受託しています。

- (1) 災害時要援護者避難支援計画作成事業（避難に他者の支援を必要とする方）
- (2) 福祉総合相談「なんでも相談」事業（悩み事・心配事、弁護士の専門相談）
- (3) 手話通訳者派遣事業（手話講習会、要約筆記者派遣含む）
- (4) 家族介護者交流事業（講演会、交流会、勉強会、見学会、介護だより発行など）
- (5) 介護予防事業（地区サロンや老クでの健康維持活動、介護予防ボランティア講座、介護予防・日常生活支援総合事業での協議体支援）
- (6) 老人福祉センター運営事業（施設維持管理、接客、老ク等送迎）
- (7) 地域包括支援センター事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、他）
- (8) サポートセンターしゃきょう事業（障害児者相談支援、福祉サービス利用計画）
- (9) 障がい者自立支援協議会事務局事業（協議会運営）
- (10) 基幹相談支援センター業務（包括的な障がい者地域生活支援対策の強化業務）
- (11) 成年後見制度推進事業（市民後見人講座、終了者フォローアップ 2市2町広域実施）

5 障害福祉サービス事業

介護の必要な障害者の生活介護や、障害者や障害児に創作、生産活動等や生活能力向上のための訓練や社会との交流を図る指導訓練を行います。

- (1) 放課後等デイサービス『めだか』事業（障害児用放課後児童教室）
- (2) 生活介護サービス『こじか』事業（18歳以上、障害認定3以上の生活介護訓練）

6 介護保険事業

要介護者及び要支援者に訪問介護、居宅介護支援、通所介護サービスを提供します。

- (1) ホームヘルプサービスセンター（訪問介護事業）
- (2) 居宅介護支援センター（ケアマネジメント、プラン作成）
- (3) デイサービスセンター（通所型介護施設：いずみ荘、すやまホーム）
（認知症対応型通所施設：金沢いきいきホーム）